

委員会、部会の位置づけ等について

1. 流域委員会の目的

委員会は、淀川水系河川整備計画【直轄管理区間を基本】の策定にあたり、同河川整備計画について意見を述べるとともに、関係住民の意見の反映方法について意見を述べることを目的とする。〔規約〕

2. 流域委員会の特徴

淀川流域委員会のあり方として、組織構成、委員の選定方法、会議及び会議内容の公開方法等において、従来にない新しい方式を導入し、今後の公共事業の計画づくりのモデルとなることを目指した。〔答申〕

3. 淀川水系流域委員会の組織構成

淀川水系は広範囲に及び地域によって河川を取り巻く状況が大きく異なるので、地域別の詳細な検討が必要であり、また、上下流、河川間のバランスも含めた検討も必要であることから、淀川水系流域委員会は、委員会とその下部組織である地域別部会により構成することとした。〔答申〕

4. 部会の位置づけ

委員会の下部組織として、琵琶湖部会、淀川部会、猪名川部会を設ける。

委員会の判断により必要に応じて部会を細分することができる。

部会は、委員会からの指示された事項及び委員会了承を得た部会独自の必要判断事項について、地域の特性を十分に考慮した議論を行い、委員会に報告する。〔以上規約〕

5. 議事、出席等

委員長は、必要に応じて2以上の部会の合同部会を開くことができる。

委員長は、必要に応じて部会に出席し、発言できる。

委員長は、必要に応じて委員会に部会委員の出席、発言を求めることができる。

委員長及び部会長は、必要に応じて部会に所属部会以外の者の出席、発言を求めることができる。〔規約〕

6. 情報の公開

委員会及び部会は原則公開とし、公開する情報及び情報公開方法について委員会で定める。〔規約〕